



東山区まちづくり支援
事業
ロゴマーク

平成31年度 東山区まちづくり 支援事業助成金の ご案内

東山区を対象に活動する団体に対し、東山区基本計画で示される課題の解決、地域の魅力の向上や活性化に資する活動に係る費用を助成する「東山区まちづくり支援事業」について、平成31年度（平成31年4月～平成32年3月）の助成対象事業を募集します。

まちづくり活動に熱心に取り組まれる皆さんからのご応募をお待ちしています！



東 山 区 役 所

平成31年度は、
番組小学校創設150周年
を記念して、
はぐくみ文化創造発信枠
（助成率4/5以内）を
新設しました！

●申請受付：

平成31年4月1日(月)

～

平成31年5月31日(金)

- ご応募に際しては、事前相談が必要です。
平成31年5月24日(金)までに、区役所
まで必ずご相談ください。
- お越しの際にはお電話で訪問日時をお知らせ
ください。

○ ご応募・お問合せ先

〒605-8511

京都市東山区清水5丁目130-6

東山区役所 地域力推進室

電 話：075-561-9105

FAX：075-541-9104

E-mail：higashiyama-somu@city.kyoto.lg.jp

1 助成対象事業と補助金額について

助成対象事業は、東山区内で実施する次のいずれかに該当する事業です。

平成31年度は、番組小学校創設150周年を記念して、地域の子どもは地域で育てる機運を高め、地域力の向上につながる取組を支援する「はぐくみ文化創造発信枠」を新設しましたので、積極的にご活用ください。

	助成対象事業について	補助金額について
(1) 課題解決 I型事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子どもは地域で育てる機運を高め、地域力の向上につながる取組（はぐくみ文化創造発信枠） ○空き家の活用等に資する取組（空き家・空き店舗の調査・活用、「民泊」に関する調査やその在り方の検討の取組など） 	助成対象経費の4/5以内 （上限50万円）
(2) 課題解決 II型事業	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史力・文化力の活性化 ○防犯力・防災力の向上 ○健康長寿のまちの実現 ○大学と地域の連携促進 ○東山区基本計画に掲げる20の重点取組項目の推進（5ページ参照） 	に資する取組 助成対象経費の3/4以内 （上限50万円）
(3) 地域の魅力向上・活性化事業	地域の魅力を高める事業または地域の活性化につながる事業	助成対象経費の1/2以内 （上限50万円）
(4) 小規模事業	地域の課題や地域の活性化、魅力の向上に取り組む比較的小規模（※）な事業 （※助成対象経費が概ね15万円以下）	助成対象経費の9/10以内 （上限10万円）

☞ 同一事業での助成年限は、課題解決型・地域の魅力向上・活性化事業は3年、小規模事業は1年です。

☞ 助成金の算定に当たっては、千円未満を切り捨てます。

注意！ 以下のような事業は、助成の対象とはなりません。

- 政治・宗教・営利を目的とする事業
- 学区まつりや学区民体育祭など、既に恒例となっている事業



2 対象団体について

東山区を対象に活動する以下のような団体・グループ（法人格の有無は問いません）

- ボランティアサークル、NPO法人、実行委員会、大学のゼミ・サークル
- 自治（連合）会・町内会、老人クラブ、女性会、PTA等の地域住民組織
- 商店会、社会福祉協議会等の公共的団体 など

注意！ 以下のような団体は、対象とはなりません。

- 政治・選挙・宗教を主たる目的とする団体
- 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体
- 営利を主たる目的とする団体

個人での申請は
できません！



小規模事業枠について

東山区まちづくり支援事業の対象事業のうち、以下の条件に当てはまる場合は、「小規模事業」枠へ応募することができます。 ※1年間限りの助成メニューです。

-  地域の課題や地域の活性化，地域の魅力の向上に取り組む事業
-  助成対象経費が概ね15万円以下の事業

町内会や大学のゼミ・サークル等、「予算はあまりないけれど、新しいことをやってみたい！」という団体からのご応募をお待ちしています！

3 助成の対象にならない経費

以下の費用については、助成の対象外となります。

- (1) 用地の取得及び補償費
- (2) 団体の構成員に対する人件費
ただし、講師等の謝金は助成対象となります（1時間当たり1万円，1日当たり5万円まで）が、団体の構成員に対するものは、専門性を有している場合に限りま。
- (3) 個人給付的な経費（抽選会の景品や参加賞など）
- (4) 飲食に係る費用
ただし、料理教室等イベントの実施に必要な食材費，講師用・会議用等のお茶，水類は助成対象となります。
- (5) 団体の運営に係る経常的な経費（電話代，光熱水費，ガソリン代など，経常的な経費と区分ができない経費も含みます。）

4 提出書類について

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（別紙1-1）
- (3) 事業予算書（別紙1-2）
- (4) 団体等の規約，役員名簿

※交付決定前に事業着手する場合は「事前着手届」（第2号様式）の提出が必要です。

書類の整理・保管と備品等の取扱いについて

助成金に係る収支を記載した帳簿や通帳，領収書などの証拠書類を整理し、いつでも見られるようにしておいてください。書類は事業実施年度の終了後5年間保存が必要となります。この助成金に係る予算の執行の適正を期するために、必要があるときは報告を求めたり、職員による現地検査を行うことがあります。

助成金を活用して整備を行った施設・設備や購入備品（3万円以上のもの）等は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間、使用や保存が必要となります。ラベル貼付や台帳の作成を行い、適切に管理してください。

上記期間を経過せずに処分等された場合は、助成金を返還していただく場合がありますので、備品等の処分や譲渡等を行う場合は、事前に担当者までご相談ください。50万円以上の備品等を助成金の目的以外の使用，譲渡，交換，貸付け，担保にする場合は，必ず承認の手続きが必要となりますのでご注意ください。

5 採択された事業への活動支援

- (1) 市民しんぶん東山区版や東山区ホームページなどでの事業広報
- (2) 区役所内会議室、交流ロビーの使用
- (3) 東山区役所内でのチラシ等の配架
- (4) 京都市後援名義の使用 ※ いずれも、利用には条件があります。

6 申請に当たっての留意事項など

- (1) 申請書提出前に、必ず区役所担当者と協議を行ってください。
- (2) 府助成金を併用して申請することが可能です。詳細につきましては、担当者から説明します。府助成金を併用して申請する場合は、区役所担当者との協議時に必ずその旨をお申し出ください。
- (3) 申請後、学識経験者等で構成する「京都市東山区まちづくり支援事業審査会」において、書類選考を行います。また、必要に応じて面接を実施します。なお、助成金は、審査の結果、一部減額や不交付になることがあります。
- (4) 東山区役所が開催する会議などで活動成果の報告を行っていただく場合があります。
- (5) 取組を広く紹介・発信するため、活動内容等を広報紙（市民しんぶん）や京都市の公式ホームページ（京都市情報館）等に掲載する場合があります。また、掲載に先立ち、活動について取材をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- (6) 活動の実施状況についてヒアリングを実施することがあります。また、助成対象期間終了後においても、必要に応じてヒアリング等を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。
- (7) 「まちづくりカフェ@東山」等、区が実施する事業への参加等を依頼することがありますので、可能な限りご協力ください。

7 申請書提出先

〒605-8511（住所不要） 東山区役所地域力推進室（企画担当）

「文化芸術による地域のまちづくり」認定事業について

京都市では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年（2020年）に向け、文化芸術による地域のまちづくりを推進しています。採択された支援事業のうち、文化芸術を通じて地域のまちづくりに取り組まれる事業については、事業に関するポスター、チラシ、ホームページ等に「文化芸術による地域のまちづくり認定事業」のマークをご掲載ください。

ご掲載いただける場合は、京都市文化芸術企画課による広報支援等（京都文化芸術オフィシャルサイト「Kyoto Art Box」への掲載支援等）を行います。

☎本件に関する問合せ先：市文化芸術企画課 ☎075-366-0033

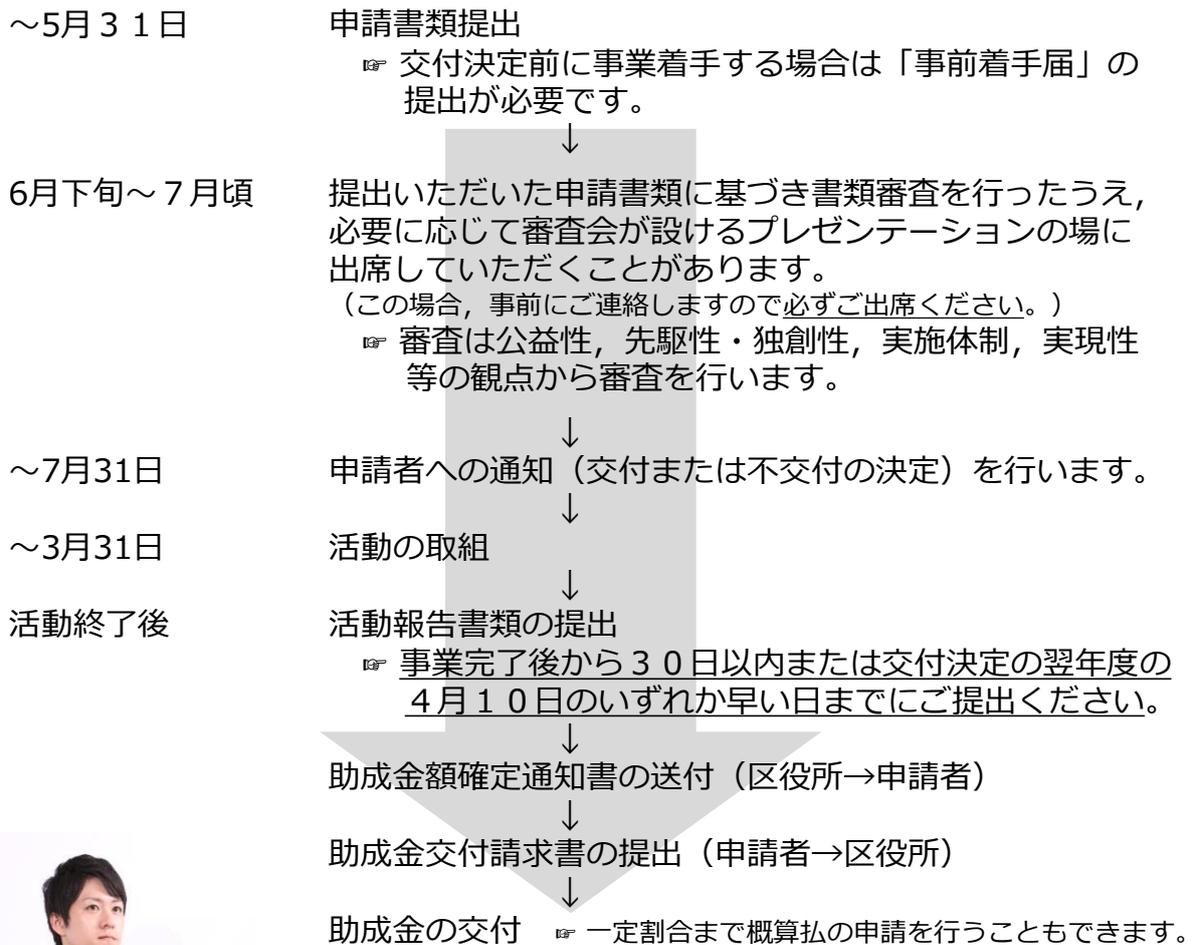


K Y O T O
culture and art program
2 0 2 0

「文化芸術による地域のまちづくり事業」
ロゴマーク

8

申請後の流れ



注意！

銀行振込を希望される場合は、団体名義（団体の代表者の方または会計担当者の方）の通帳を作成しておいてください。

活動終了後にご提出いただく書類

- ✎ 実績報告書（第6号様式）
- ✎ 事業報告書（別紙2-1）
- ✎ 事業決算書（別紙2-2）
- ✎ 領収書やレシート等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- ✎ 参加者名簿など、参加状況が分かる書類
- ✎ 事業の実施状況が判別できる写真

※ 上記以外に必要なに応じて書類の提出をお願いすることがあります。

9

東山区基本計画に掲げる重点取組項目

1 自然環境

- (1) 東山の自然を守り育てる森林整備
- (2) 公共交通の利便性の向上
- (3) 東大路通の自動車抑制と歩道拡幅の推進
- (4) 豊かな自然や伝統産業を堪能できる散策体験コースの設定

2 産業・観光

- (1) 東山食文化の普及・促進
- (2) 伝統産業と先端産業の技術融合による新産業・新商品開発の促進
- (3) 「手しごと」産業の新たなビジネス展開の支援
- (4) 空き店舗を活用した「商い人」の育成
- (5) 暮らしに息づく「ほんもの」体験や、雅やかな「ほんもの」を堪能する滞在型観光メニューの創設

3 保健・福祉・教育

- (1) 地域に根差した子育てネットワークの拡充と子ども・子育て情報の充実
- (2) 子育てに喜びを感じ、親も共に育ち学べる取組の推進
- (3) 高齢者の多様な能力を生かした「東山シニアお助け隊(仮称)」の創設
- (4) 福祉ボランティアの育成と地域で支え合える体制づくりの推進

4 景観・都市基盤

- (1) 空き家を増やさないための取組の推進
- (2) 空き家の建替え，古い木造住宅の防火や耐震強化のための住宅改修支援
- (3) 木造文化を守るための建築基準法等の改正に向けた取組
- (4) 地域コミュニティの場となる路地，袋路の再生
- (5) 安全・快適に通行できる道路空間の整備
- (6) ユニバーサルデザインに基づく公共施設や駅，道路などの整備の推進

5 コミュニティ・自治

- (1) 世代間交流ネットワークづくりの促進

10 FAQ (よくある質問)

Q1

これまでどのような活動が支援されてきたのですか？

Q2

助成金は何に使ってもいいのですか？

Q3

京都府・地域力再生プロジェクト助成金と同時に申請することはできますか？

Q4

交付決定前に事業に着手することは可能ですか？

Q5

交付決定を受けた場合、助成金の他にどのような支援が受けられるのですか？

Q6

ロゴマークは使用しなければいけないのですか？

Q7

当初の予定から事業内容を変更（又は事業の中止）したいのですが、手続きが必要ですか？

Q8

助成金は事業の終了前に請求できるのですか？

A1

就学前の育児支援、空き家の活用促進、要支援者の把握、瓢箪を活用した魅力的な街並みの形成など、様々な活動を支援してきました。これまで支援してきた事業の概要は、区ホームページでご覧いただけます（「東山区まちづくり支援事業」で検索）。

A2

申請書類に記載の内容以外には使用できません。また、交付決定にあたって付された交付条件や、区役所から指示があった場合は、その内容に沿った使い方をしてください。その他、2ページに記載のとおり、助成の対象外となる経費がありますので、ご注意ください。

A3

同一の事業について、京都府・地域力再生プロジェクト支援事業交付金と同時に申請していただくことが可能です。

A4

交付決定前に事業に着手することは原則的に認めません。ただし、特別な事情がある場合は、所定の様式（事前着手届）を提出することで、交付決定前に事業に着手していただくことが可能です。

A5

市民しんぶん東山区版を活用した広報や、チラシの区役所での配架により、事業の紹介や参加者募集などの広報を支援するなど、3ページに記載の活動支援を行います。また、区役所が実施する他の事業のご案内や協力依頼をさせていただきますので、そういった機会を新たなつながりの場として活用いただけます。

A6

まちづくり活動の輪を広げるため、申請事業についてのチラシ、ポスターを発行する際は、右のロゴマークを使用してください。



A7

事業の変更又は中止をしようとするときは、「事業変更承認申請書」または「中止（廃止）承認申請書」を事前に提出いただく必要があります。

ただし、総事業費の増減を伴わない経費配分の変更や、助成目的に影響を及ぼさない程度の事業内容の細部の変更などの軽微な変更の場合は、提出の必要はありません。

事業内容を変更される場合は、区役所まで事前にご連絡ください。

A8

原則として事業終了後の請求となりますが、交付予定額の5分の4以内の額について、所定の様式（東山区まちづくり支援事業助成金概算払請求書）を提出することにより、例外的に事業の終了前に請求することができます。

※ 適正な請求を受け付けてから、支払いまでに最大で1箇月程度要します。

Q9

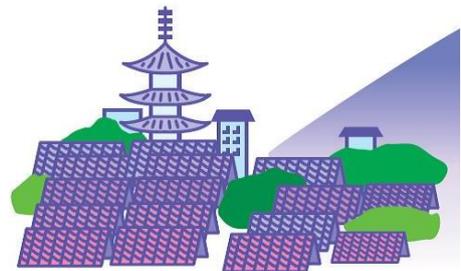
前年度に引き続き同じ内容で申請できますか？

A9

課題解決Ⅰ型事業，課題解決Ⅱ型事業および地域の魅力向上・活性化事業については，助成は1年単位で，2年目，3年目に支援を希望する場合は再び申請し，審査を受けていただきます。平成30年度までに交付を2回受けている事業については，今年度も申請していただけます。

なお，4年目以降は同一事業は助成できませんので，各団体・グループで財源を確保してください。この制度は，区民の皆様がまちづくり活動を行うきっかけとして支援を行うものですので，会計面でもできるだけ自主運営ができるよう心がけてください。

また，小規模事業枠については1年限りの助成メニューですが，小規模事業枠を利用した事業につきましては，次年度以降は課題解決Ⅰ型事業，課題解決Ⅱ型事業および地域の魅力向上・活性化事業で申請することが可能です。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

